

# 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度について

## 1 制度概要

人材育成や処遇・職場環境の改善に積極的に取り組む県内の福祉・介護事業者に「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言していただき、その取組について、これからの進路を考える若者や求職者へ情報発信する制度です。

福祉・介護業界への人材の参入の促進を図ることを目的としています。

## 2 宣言対象

次のいずれかに該当する県内(松江市を含む)に所在する事業所・施設が対象です。

- (1) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法に基づく指定又は許可を受けた事業所及び事業所を設置する法人
- (2) 児童福祉法に基づく指定を受けた障害児通所・入所支援施設及び事業所を設置する法人
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定を受けた事業所及び事業所を設置する法人

## 3 宣言するための要件

- (1) 事業の実施に係る関係法令を遵守していること。
- (2) 県や市町村の運営指導や監査等での文書指導事項について、原則として改善していること。
- (3) 就業規則、給与規程等を作成・書面化し職員に周知していること。
- (4) 主体的に人材の確保・育成に取り組むとともに、その取組内容を県において公表することについて同意していること。

(取組例)

分類	取組項目(主なもの)
処遇・職場環境の改善	明確な給与体系の導入、業務改善の取組、休暇取得・育児介護との両立支援、健康管理に関する取組、福利厚生制度の取組
キャリアパスと人材育成	キャリアパス制度の導入、人材育成計画の策定と研修の実施、資格取得に対する支援
新規採用職員の育成体制	新規採用者育成計画の策定と研修の実施、OJT指導者・エルダー等への研修実施
その他	地域における公益的な活動や地域交流の取組

## 4 宣言取組期間

宣言の取組期間(将来の目標に定める年度)は、宣言した日の属する月の翌月の初日から3年以内とする。

(取組期間終了日から1ヶ月以内に再度手続きを行うことで、宣言の更新が可能)

## 5. その他

- ・宣言事業所等は「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」の名称を使用することができます。
- ・宣言内容を、島根県のホームページなどを活用して広く情報発信します。

# 障害福祉関係施設等の整備について

# 財産処分

## 1 概要

社会福祉施設整備補助金等の交付を受けて整備した建物等を財産処分する場合は、国及び県に対して手続きを行う必要がある

※財産処分…取壊しや廃棄だけでなく、転用、譲渡、貸付、交換なども処分となる

## 2 承認申請手続

財産処分の承認申請書を補助事業者（県、松江市）に提出することとなります。

※近年、処分の申請が多く、国の承認までに相当の時間がかかる場合があります。  
処分の予定がありましたらお早めにご連絡ください

## 財産処分について

財産処分とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。補助金等の交付を受けた事業（施設整備等）について、財産処分に該当する可能性のある処分を予定されている場合は、必ず事前に県障がい福祉課までご相談ください。

- 様式

- [（包括承認事項用）社福整備費補助金処分承認申請（知事宛）](#)
- [（その他用）社福整備費補助金処分承認申請（知事宛）](#)
- [完了報告様式](#)
- [耐震化等補助金処分承認申請（知事宛）](#)

- 参考

- [中国四国厚生局ホームページ（外部サイト）](#)
- [リーフレット](#)
- [こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について](#)

### 【県ホームページ掲載場所】

[トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 障がい者福祉 / 事業者向け / 7 - 1 障害福祉サービス事業所・施設関係 / \(3\) 施設整備に係る補助事業について](#)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/shisetuseibi.html>

# 財産処分

## 3 承認申請手続きの流れ

財産処分の承認申請書の提出（事業者→県→国）



財産処分の承認



財産処分



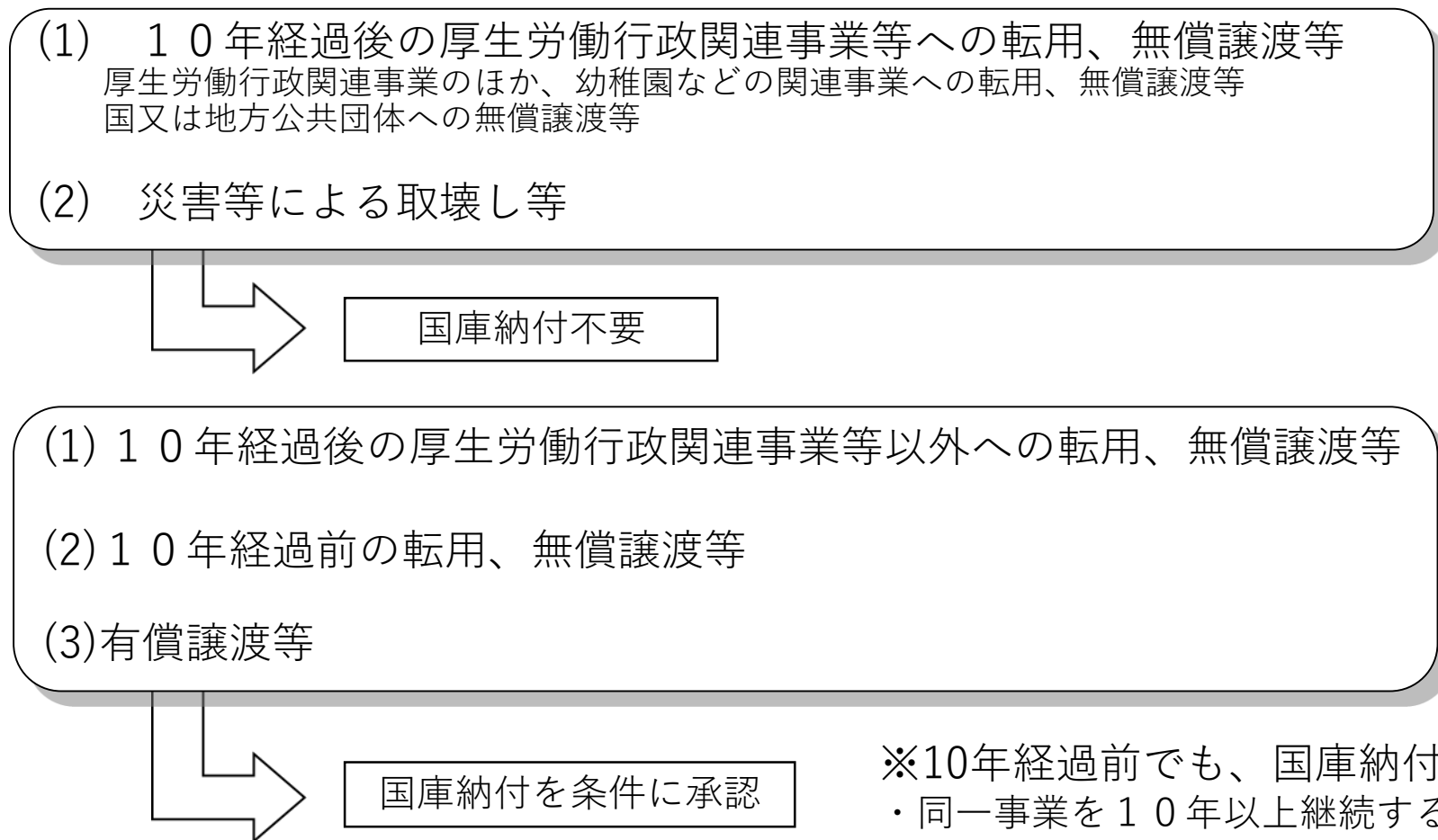
財産処分の完了報告



補助金返還手続き

# 財産処分

## 4 フロー図



※10年経過前でも、国庫納付不要なケース  
・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等  
・やむを得ない取壊し等

# 財産処分

## 5 (参考) 返還額の算出方法

グループホーム (2012年2月竣工)

- ・ 処分制限期間22年 (木造、住宅用)
- ・ 補助金額22,000千円
- ・ 経過年数12年 (R6.3月時点)

※処分制限期間は建物等の用途、構造により異なります

$$\text{返還額} = \text{補助額} \times \frac{\text{残存年数 (処分制限期間 - 経過年数)}}{\text{処分制限期間}}$$

$$\text{返還額} = 22,000 \text{千円} \times \frac{10}{22} = 10,000 \text{千円}$$

# おも ちゅうしゃじょうり ようしょうせいど 思いやり駐車場利用証制度について

## あなたに知ってほしいこと

### 思いやり駐車場利用証制度とは

県と協定を結んだ施設（ショッピングセンターや病院、公共施設など）に専用の駐車スペース（思いやり駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや難病などにより歩行が困難な人に「思いやり駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が思いやり駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

### 対象となる人

- 身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
- 要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
- けが等により一時的に歩行が困難な人
- 妊産婦（妊娠7ヶ月から産後1年間）

※ただし、障害者手帳をお持ちでも、障がい区分や等級によっては対象とならない場合があります。



利用証



## 利用証をもらうには

次の窓口にお越しいただくか、申請書類と返信用封筒を郵送することにより利用証の申請ができます。

申請するときは、障害者手帳、診断書、母子手帳など、要件に当てはまることを確認できる書類が必要です。

●申請窓口 島根県健康福祉部障がい福祉課

●思いやり駐車場の設置施設（協力施設）※令和3年2月現在

思いやり駐車場を設置していただいている施設は、県内で306施設です。

また、思いやり駐車場利用証は、同様の制度を実施している全国39府県1市の協力施設でも利用できます。

## 市町村別の思いやり駐車場施設数

市 町 村	施 設 数	市 町 村	施 設 数
松 江 市	106	飯 南 町	3
浜 田 市	20	川 本 町	1
出 雲 市	66	美 郷 町	5
益 田 市	14	邑 南 町	2
大 田 市	15	津 和 野 町	2
安 来 市	17	吉 賀 町	3
江 津 市	9	海 士 町	5
雲 南 市	26	隠岐の島町	7
奥出雲町	5		

※令和3年2月末現在

詳しくは

島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6686 FAX：0852-22-6687

# ヘルプマーク・ヘルプカードについて

## あなたに知ってほしいこと

### ヘルプマークとは

内部障がいや難病などの人、妊娠初期の人などは、疲れやすかったり、同じ姿勢を保つことが困難な場合があります。そのような人は、例えば公共交通機関で優先席に座っていると、そうした事情が周囲の人に分からないことから、不審な目で見られストレスを受けることがあります。

「ヘルプマーク」は、援助や配慮を必要としている人が外出先で身に付けることで、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるためのものです。

### ヘルプカードとは

「ヘルプカード」は、内部障がいや難病など、支援や援助を必要としている人が、必要な支援の内容や緊急連絡先をあらかじめ記載し、外出先で提示することで、周囲に自身の障がいなどの特性への理解や支援を求めるためのものです。

(例：レストランでアレルギーの内容を伝える、体調の急変時に病院への連絡を依頼する、災害時の誘導を依頼する)

### ヘルプマーク・ヘルプカードをもらうには

- ヘルプマークは、市町村の窓口や県の障がい福祉課、保健所、心と体の相談センターで受け取ることができます。
- ヘルプカードは、県障がい福祉課のホームページからダウンロードし、印刷して利用することができます。
- ヘルプマーク・ヘルプカードは、援助・配慮を必要とされている人であればどなたでも手に入れることができます。

# ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら こんな配慮をお願いします

## ●公共交通機関では、席をお譲りください。

外見では分かりにくいものの、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

## ●駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。

## ●マークやカードに記載された内容に従って配慮・支援をお願いします。

マークやカードには「アレルギーの内容」、「ゆっくり話してほしい」、「体調の急変時には病院に連絡してほしい」など、マークやカードを見た人に希望する配慮・援助の内容が記載されています。

## ●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がいや聴覚障がいで状況把握が難しい人、肢体不自由などで自力での迅速な避難が困難な人がいます。

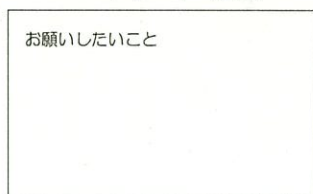
ヘルプマーク



ヘルプカード (表)



ヘルプカード (裏)



### (SOSベストについて)

視覚障がいや聴覚障がいなどにより、災害時に避難誘導の支援が必要な人のために、身近にあるビニール袋などを使った「SOSベスト」を作成・着用する取り組みが進められています。



詳しくは

しまねけんけんこうふくし ぶしょう ふくし か  
島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 まつえ しのまち ばんち でんわ 電話：0852-22-6526 ファックス FAX：0852-22-6687

# あいサポート企業・団体を 募集しています!

～障がいを知り、共に生きる～

誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、  
企業・団体のみなさまの役割が重要です。

「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、  
ぜひ、ご参加ください。



島根県観光キャラクター  
しまねっこ  
鳥獣道許認第2590号

## 「あいサポート企業・団体」とは

この「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、職員研修などに取り入れてい  
ただくことで「あいサポート運動」の普及などに積極的に取り組んでいただける企  
業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。

## 「あいサポート企業・団体」になるためには

職員を対象とした「あいサポーター研修」を行うとともに、たとえば次のような取組  
のいずれかをおこなっていただける企業などからの申請により、認定します。

- 職員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことを推奨する。
- 職員への「あいサポートバッジ」の着用推奨。

認定企業・団体には、『認定証』を交付するほか、県のホームページで紹介しています。

お問い合わせ先

島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6526 FAX：0852-22-6687

## 島根県障がい福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業概要

### 1 事業内容

県内の指定障害福祉サービス事業者等に雇用される職員の専門性向上を図るため、該当事業者等が運営する指定障害福祉サービス事業所等で直接処遇職員として現に従事している職員（以下「現任職員」という。）が下記3に定める研修を受講する際に必要となる代替職員の確保等に係る経費を補助する。

### 2 補助対象事業者

県内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を営業者、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設を営業者。

### 3 対象となる研修

県または県が認定した登録研修機関において実施する喀痰吸引等研修。

### 4 対象費用

次の（１）及び（２）

- （１）直接雇用する代替職員に係る給料（賃金）、手当及び社会保険料
- （２）労働派遣事業者から派遣をうける代替職員にかかる労働者派遣料

なお、補助対象とする雇用期間は、現任職員が研修に派遣される日の全部が含まれるもの。

### 5 対象職員

現任職員とする。

### 6 現任職員の研修派遣

- ・代替職員は、現任職員の研修派遣にあたって該当現任職員を代替することを目的に新規に雇用され、又は労働者派遣事業者から新規に派遣される職員であること。
- ・職員が研修を受講する日は勤務扱い（研修等、有給扱い）とすること。
- ・令和7年3月までに研修を修了の上、県へ該当受講者に係る認定特定行為業務従事者認定証の交付申請及び該当受講者が従事している事業所等に係る登録特定行為事業者の登録申請または登録変更申請をすること。

### 7 補助基準額

260,000円

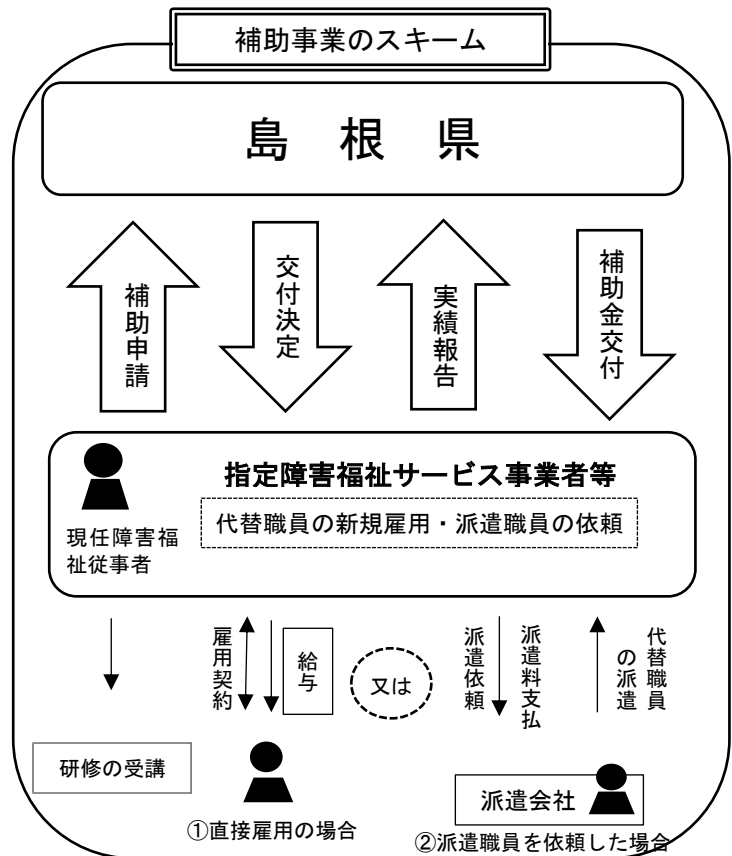
### 8 補助金交付申請の手続き

#### （１）補助金交付申請書の提出

本事業の実施希望者は、島根県障がい福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書等を提出していただきます。

#### （２）補助金交付決定通知書の送付

補助金交付申請書等を受理し、補助金の交付決定後に、補助金交付決定通知書を送付します。なお、通知書受理後、事業着手が可能となります。



- (3) 実績報告書の提出  
補助事業者は、事業終了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日までのいずれか早い日までに実績報告書を作成、提出していただきます。
- (4) 補助事業の完了検査及び補助事業額の確定  
実績報告書の内容を審査した上、補助事業が適正に実施されていると確認された後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金確定通知書を送付します。
- (5) 請求書の提出  
補助金確定通知書を受理後、補助金の請求書を提出していただきます。
- (6) 補助金の支払い  
補助金の請求書を受理後、補助事業者に対して補助金を支払います。(口座振込)

## 9 提出先及び提出方法

提出書類を島根県健康福祉部障がい福祉課へ持参または郵送により提出してください。

(書類様式は、県ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kakutankyuinsokushin.html>  
からダウンロードしてください。)

なお、提出された書類は返却しません。

また、受付後に事業内容の確認のためご連絡することがあります。

## 10 お問い合わせ・申請書類等提出先

〒690-8501 松江市殿町 1 番地

島根県健康福祉部障がい福祉課

療育・相談支援係

TEL: (0852) 22-6527

FAX: (0852) 22-6687

## 重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業の概要

重症心身障がい児（者）を受け入れるために看護職員等を加配する障害福祉サービス事業者に対して、加配した職員の人件費相当を県が補助する制度です

### 《対象となる事業者》

- ①障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、短期入所（福祉型）、生活介護、地域生活支援事業（地域活動支援センター事業または日中一時支援事業）、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業者で
  - ②看護職員等を加配して重症心身障がい児（者）を受け入れた事業者（重症心身障害児に対して行う場合の給付費を算定する事業者を除く）
- ※看護職員以外の職員を加配する場合は事前の協議が必要です



### 《補助基準額》

- ① ショートステイ（短期入所）
  - (1) 福祉型短期入所サービス費算定日
    - ・超重症児等 31,470円×利用日数
    - ・その他の重症心身障がい児 17,990円×利用日数
  - (2) 福祉型強化短期入所サービス費算定日
    - ・超重症児等 28,260円×利用日数
    - ・その他の重症心身障がい児 14,780円×利用日数
- ② デイサービス等（生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）
  - ・営業時間4時間以上の場合 10,490円×利用延べ人数
  - ・営業時間4時間未満の場合 8,390円×利用延べ人数

※加配職員の人件費実費を上限とします。

※医療連携体制加算を算定した場合、常勤看護職員等配置加算（Ⅱ・Ⅲ）を算定した場合、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定した場合は、補助金交付額の控除があります。

### 《この事業における重症心身障がい児（者）とは》

「大島の分類による区分」の1～4に相当し、「重症児スコア」が5点以上（かつ、18歳以上の場合は障害支援区分6）

補助金を申請するためには、当事業の指定を受ける必要があります。

詳しくは、島根県障がい福祉課 療育・相談支援係にお問い合わせください。

# 「島根県重症心身障がい児(者)相談員」 をご存知ですか？

生まれつき心身に重い障がいがある、あるいは事故や病気で心身に重い障がいを負ったお子さんがおられるお父さんお母さん、何か困ったことや悩んでいることはありませんか？

島根県では、重い障がいのあるお子さんが住み慣れた地域で安心して暮らすための、皆様と医療・福祉サービス制度や教育機関との橋渡し役として、「島根県重症心身障がい児(者)相談員」を下記の3人に委託しています。

相談員は、ご本人とご家族の悩みや思いに寄り添い、自らの育児経験に基づく助言や、支援の制度に関する情報などをご提供いたします。

どうぞお気軽にご相談ください。

## 相談員氏名

芦矢京子 (あしや きょうこ)	出雲市小山町在住
中島 薫 (なかしま かおる)	益田市高津町在住
山根温子 (やまね あつこ)	出雲市馬木町在住

まずはこちらへご連絡ください。

電話・FAX 0853-23-4544

メール [kyoko511\\_run@yahoo.co.jp](mailto:kyoko511_run@yahoo.co.jp)

## 【島根県重症心身障がい児(者)相談員制度について】

島根県では、重度の心身障がいのある子どもたちの生活や成長を支援し、家族が抱える負担の軽減を図るため、平成23年12月に、**島根県重症心身障がい児(者)相談員制度**を創設し、「全国重症心身障害児(者)を守る会」からの推薦を受けた3人に相談業務を委託しています。

相談員は、重度の心身障がいのある子を育てる親としての育児経験をもとに、家庭での養育や毎日の生活に関する相談に応じたり、専門的な相談機関等へと支援をつなぐ役割を担っています。

医療、福祉、教育関係者の方々からのご紹介もお待ちしております。



送信先 FAX番号  
(0853) 23-4544 芦矢行き

## FAX送信票

○ご相談の内容が書ければ簡単にご記入ください。(1)～(6)のうちから選んで頂いても構いません。

- (1)療育手帳の交付等に関する事
- (2)施設入所、在宅支援等の福祉サービスに関する事
- (3)さまざまな割引サービス・減免等に関する事
- (4)年金に関する事
- (5)教育に関する事
- (6)医療に関する事

送信元

お名前(ふりがな)

連絡先

連絡可能な時間帯 曜日 : ~ :

お住まいの市町村名

# 令和6年度 農作業請負力強化事業

## 《目的》

就労継続支援事業所の工賃向上を図るために、農作業を新規に取り組む事業所に対し、施設外就労を請け負いやすい環境を整えるための支援を行う。

## 《事業内容》

### (1) 農福連携地域コーディネーターの配置

日々の作業調整や作業開拓をきめ細かく支援  
これまでの出雲地域の活動を県東部（松江・雲南地域）に拡大

### (2) 農業専門家(農福連携サポーター)の派遣

新たに農作業を請け負う事業所に農作業を指導する農業専門家を派遣  
【派遣時間】 2時間以上～8時間以内／回

### (3) 就労の環境づくり支援助成金

新たに農作業を請け負う事業所に対して、農作業請負に必要な物品等で、暑さ対策や利用者の障がい特性等に合わせて準備する道具等の購入を助成  
【上限額】 1事業所あたり10万円(10/10)

### (4) 農作業請負奨励金

新たに農作業の施設外就労実績に応じて奨励金を支給  
【奨励金の額】 利用者1人あたり1,000円／日  
【上限】

・農作業の施設外就労に新たに取り組む事業所  
年間200人日

### (5) 販売促進支援助成金

農家と事業所が栽培や加工から販売まで連携する際、新たに必要となる経費の支援  
【上限額】 1事業所あたり10万円(10/10)

## 《対象となる事業所》

農作業の施設外就労に取り組む就労継続支援事業所（A型・B型）

なお、事業内容(3)、(4)は下記の条件あり

・農作業の施設外就労に新たに取り組む事業所  
年間180人日（利用者数×日数）以上の請負実績があること

## 《請負作業の範囲》

農業・林業・水産業の作業（調整・出荷・加工を含む）

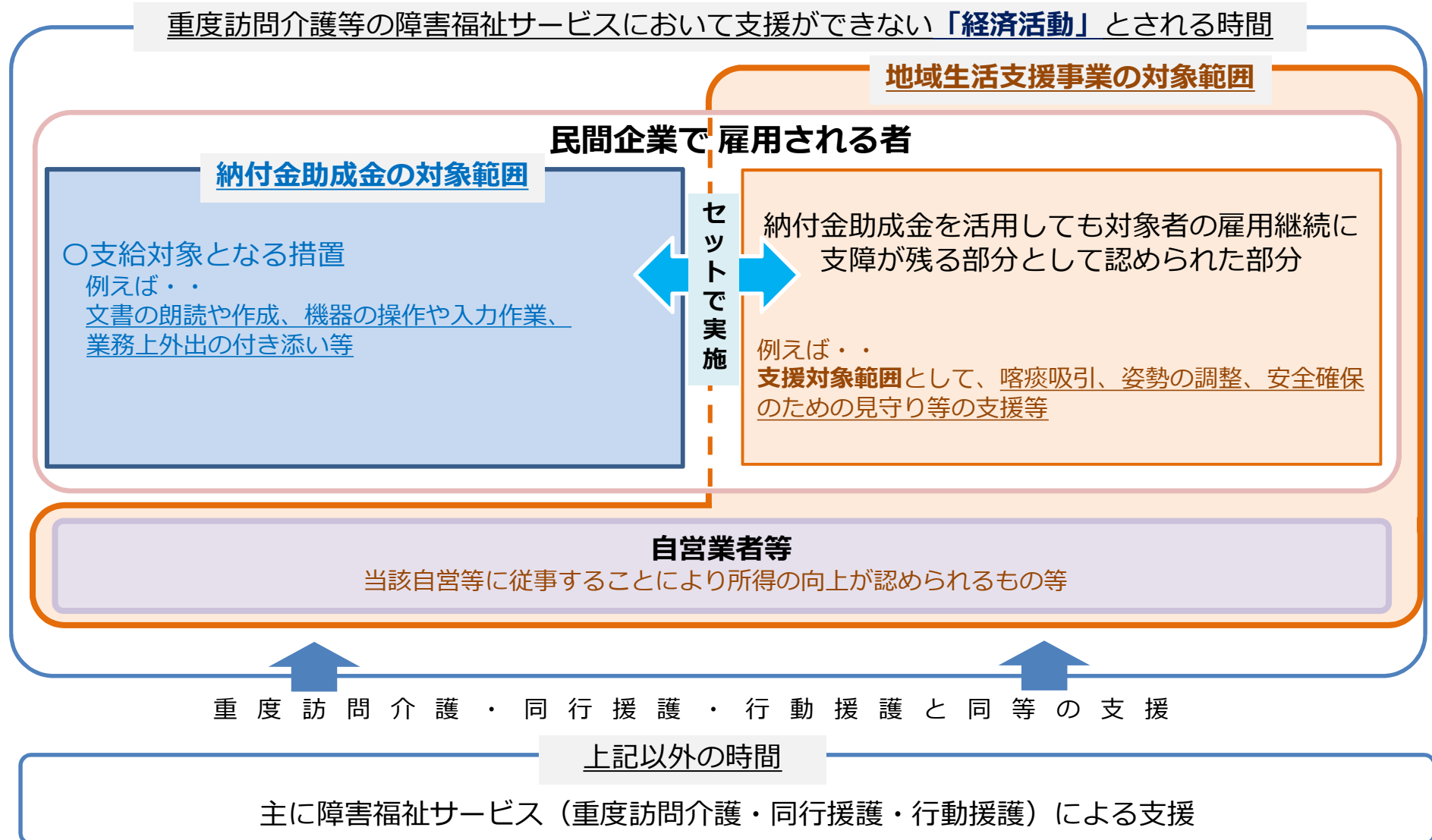
## 《事業実施主体》

島根県障がい者就労事業振興センター（TEL0852-67-2671）

助成金等の受付や専門家派遣の調整は同センターが行います。  
詳しくは、同センターにお問い合わせください。

## 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援の考え方

本取組は、現行の障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）において「経済活動」を理由に当該サービスの利用ができない時間がある者について、当該利用できない時間に係る支援を就労支援の一環として、雇用施策と福祉施策の連携により実施するもの。



# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

令和2年10月から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、次の取組を実施。

- 雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した企業に対し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その費用の一部を助成（雇用施策：障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- 自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施（福祉施策：地域生活支援促進事業）

## 雇用施策

- ① **重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金**（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- 助成対象・・・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用
  - 助成率・・・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・・・障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで）
  - 支給期間（上限）・・・開始から年度末
- ② **重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金**（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- 助成対象・・・障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱に係る費用
  - 助成率・・・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・・・障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで）
  - 支給期間（上限）・・・3月間（～年度末）

## 福祉施策

- ③ **雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業**（地域生活支援促進事業）
- 企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援
  - 実施主体・・・市町村等（補助率：国 50/100、都道府県 25/100）

### 共通事項

#### <対象者>

- ・ 重度訪問介護
  - ・ 同行援護
  - ・ 行動援護
- の利用者

#### <支援体制>

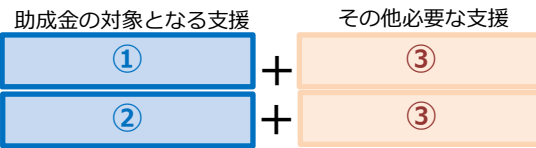
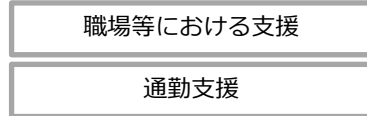
- ・ 重度訪問介護
  - ・ 同行援護
  - ・ 行動援護
- サービス事業者

#### <支援内容>

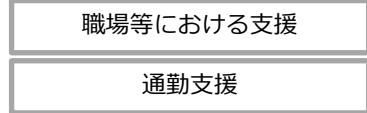
- ・ 重度障害者等が通勤や職場等において必要な支援の提供に係る支援

### <連携のイメージ>

#### A 民間企業で雇用されている者 ※ 1



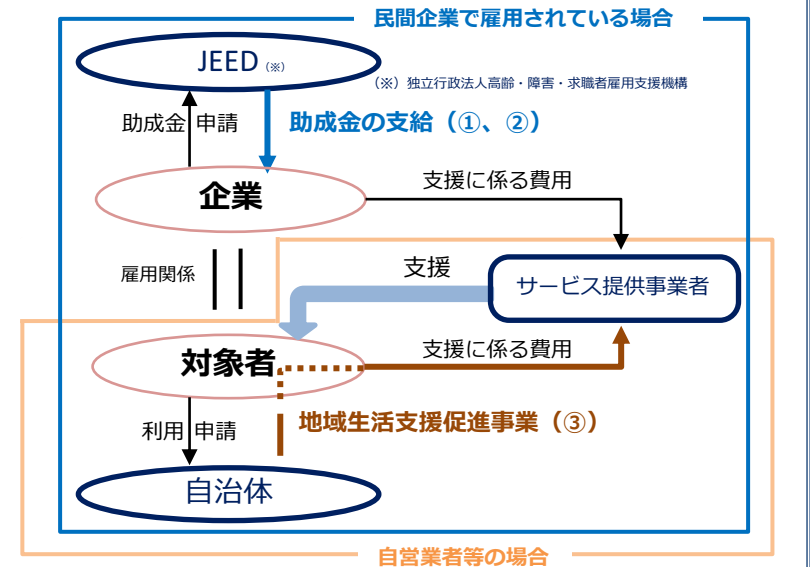
#### B 自営等で働く者 ※ 2



※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（3ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

### <事業スキーム>



## 利用者の状況

障害等の状況	職業・業務内容	勤務場所	労働時間
<ul style="list-style-type: none"><li>四肢体幹機能障害</li><li>重度訪問介護利用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>卸売店の社員</li><li>カタログ、販促物の製作</li><li>Webコンテンツの製作</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自宅</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>週5日</li><li>1日4時間</li></ul>

## 事業の活用

事業活用以前の状況・・・

- 就労時間中は、同居親族から介助を受けていたが、事情により介助を受けることができなくなっていた状況にあった。

利用  
開始

事業活用による変化

- **業務に関連する支援（重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金）**
    - ・ 支援内容：PCの立ち上げ、資料の準備・印刷、電話やweb会議対応時の支援
  - **業務以外の支援（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）**
    - ・ 支援内容：見守り、姿勢調整、食事介助、給水、排泄介助
- 本事業を活用して、今後も継続して就労することが可能となった。
  - 突発的な作業への対応や、予定になかったテレビ会議への対応が柔軟にできるようになった。
  - 今後は関係先とのミーティングなどの外出にも活用したい。